

○貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について	貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について
制 定 平成 15 年 3 月 10 日 国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号 最終改正 令和 3 年 1 月 26 日 国自安第 179 号 国自貨第 99 号 国自整第 279 号	制 定 平成 15 年 3 月 10 日 国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号 最終改正 令和 元年 10 月 31 日 国自安第 113 号 国自貨第 76 号 国自整第 163 号
(略)	(略)
第3条の2 点検整備	第3条の2 点検整備
1. 本条は、事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、整備管理者が、法のほか道路運送車両法(昭和 26 年法律 185 号。以下「車両法」という。)の規定のうち点検整備(車両法第 47 条から第 49 条並びに自動車点検基準(昭和 26 年運輸省令第 70 号))、整備管理者の選任(車両法第 50 条から第 53 条並びに関係省令)及び検査関係(車両法第 5 章に規定する検査等)に係るもののほか、次の事項を遵守すべきことを定めたものである。	1. 本条は、事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、法のほか道路運送車両法(昭和 26 年法律 185 号。以下「車両法」という。)の規定のうち点検整備(車両法第 47 条から第 49 条並びに自動車点検基準(昭和 26 年運輸省令第 70 号))、整備管理者の選任(車両法第 50 条から第 53 条並びに関係省令)及び検査関係(車両法第 5 章に規定する検査等)に係るもののほか、次の事項を遵守すべきことを定めたものである。
(1) 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備を行うこと。	(1) 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備を行うこと。
① 特種車や架装部分の点検・整備	① 特種車や架装部分の点検・整備
② シビアコンディション(雪道(冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの点検・整備を含む。)、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等)の対応	② シビアコンディションの対応(雪道、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等)
<u>このうち、冬用タイヤの点検・整備は、日常点検と合わせて点検するなど、雪道上の輸送の安全を確保する必要がある。</u>	
(2) (略)	(2) (略)
2. (略)	2. (略)
(略)	(略)
第 11 条 異常気象時等における措置	第 11 条 異常気象時等における措置
「異常気象その他の理由」とは、大雨、大雪、暴風等の異常気象、土砂崩壊、路肩軟弱等の道路障害等をいい、「必要な措置」とは、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示のほか、雪道を走行するおそれがある場合にお	「その他の理由」とは、土砂崩壊、路肩軟弱等の道路障害をいい、「必要な措置」とは、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示をいう。

<u>いては、日常点検の際に整備管理者等によって冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないこと等が確認されていること等、滑り止めの措置が講じられていることの確認をいう。</u> (略)	(略)
--	------------

附 則

改正後の通達は、令和3年1月26日から施行する。